

各委員提出資料

目次

- 大川委員提出資料
- 杉山委員提出資料
- 宮下委員提出資料

平成 25 年度 第 3 回児童福祉専門分科会 各議題に関する意見書

提出者：大川委員

議 題 名	ご 意 見 欄
<p>仮称 静岡市子ども・子育て支援事業計画 計画案骨子案 P8</p> <p>静岡市立幼稚園・保育所移行方針 (案)</p>	<p>当日の修正で基本目標（視点）の子ども自らの育ちを支援するまちづくりを子ども支援とすることになったので、上段の子育てに喜びや生きがいを感じる事が出来るまちづくりについては親支援とした方がわかりやすいと思う。</p> <p>そして地域全体で子育て子育てを支援するまちづくりを地域子育て支援にすると、ここへの基本施策をもっと充実することが出来ると思う。</p> <p>市立幼稚園の認定こども園移行に関して、現時点で小規模保育事業にならなかった2園以外にも、今後認定こども園に移行しても、園児数確保が難しい園があるのではないかとと思われる。立地条件や今後の入園対象児数を再度検証することが必要だと思う。</p>

平成 25 年度 第 3 回児童福祉専門分科会 各議題に関する意見書

提出者：杉山委員

議 題 名	ご 意 見 欄
<p>子ども・子育て支援新制度について</p> <p>公立保育所・幼稚園の移行方針</p>	<p>大変時間のかかる議論となると思いますが、幼稚園・保育所の子ども観、保育観、教育観の違いの大きさに今さらながら考えてしまいます。</p> <p>是非、幼稚園・保育所・小学校のできる限りの多くの方の“子どもの育ちに何が大切か”を学ぶ機会を設け、同じ視点で子どもの育ちを考えていきたいと深く思っています。</p> <p>仕事で保育園、幼稚園、小学校の先生方と関わる機会が多くありますが、子ども観、教育観の違いを多々感じます。子どもが今をいかに充実して生活することを次へ積み重ねていくことが教育と思うのですが、どちらかという保護者も教育者も上の機関の要求に応えることのできる子に育てることのほうに向いているのではないかと感じます。</p> <p>私は、乳幼児期は健康的な生活、安定した環境で、好奇心や探究心、意欲、生きる力を総合的に育てることが教育と考えており、目に見えない部分を培っていく事が小学校教育につなげるものと思っております。保育所は差異はありますがそうした教育をしていると思えます。しかし、事前資料3（3ページ下段）でも保育所から幼保連携型認定子ども園への移行の図に、「教育の機会の確保」とあり幼児期の教育とは何かを感じてしまいます。（国の書き方もそうですが）</p> <p>“静岡市の子どもの育ち” “何が大切か” “教育・保育の質の高さ” を幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士共に学び合う機会があればと願っています。</p> <p>又、配慮の必要な家庭、子どもも大変多くなっています。「あるべき姿」を求めすぎないことや、困っている家庭、困っている子どもへの対応、援助の在り方など静岡市の保育、教育者全体で学ぶ必要があると考えます。</p>
<p>質 問</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者負担について、幼稚園の部分の子もすべて市の体制の保育料となるのか。 ・ 保育教諭の配置 <ul style="list-style-type: none"> 3 歳以上児：保育教諭の人数 現在保育園と幼稚園と人数の違いがありますがどうなるか

子ども・子育て支援新制度に関する意見書

平成 26 年 1 月 14 日
静岡市私立幼稚園連合会
会長 宮下ちづ子

1. 子ども・子育て支援新制度における基本的な考え方

- ①「すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されることが重要である」という新制度における基本指針の理念に基づき、教育・保育にかかわるすべての幼児が、どの施設に入園しても同等に質の高い教育・保育の提供が保障されるよう、強く願っている。子どもの遊びや生活の充実が豊かな学びにつながることを考えると、子どもにとってふさわしい環境の整備や施設充実は必要不可欠なものであると考える。
- ②幼児期における教育はとても重要である。その中で、子育ての第一義的責任は家庭にあり、それを社会全体で支えるべきであると考えている。「乳幼児期の子どもの子育ては自分の手で」と考える家庭にも、同等な支援新制度の実現を望む。

2. 施設型給付と公定価格について

- ③国で定める施設型給付の公定価格は、園規模の大きさにかかわらず、経営が安定・継続できるよう、地域別・規模別となる方向で検討されている。
静岡市においても園運営が保障・確保され、継続して真に良質な教育・保育をしていくことができるような公定価格、施設給付を設定すべきである。
- ④公私間の格差是正については公私間の利用者負担や条件整備面をなくすため、公立幼稚園に対する財政措置と私立幼稚園に対する財政措置が同等となることを望む。
- ⑤価格の算定については、公立私立の区別なく、保育教諭・幼稚園教諭・保育士の処遇改善が望めるようなものとした。処遇改善をすることは、保育者の質の向上や定着・確保につながり、それが結果的に教育・保育の質の向上につながると考える。
- ⑥施設型給付については、認定こども園、幼稚園、保育所に対する共通の給付制度として創設されていることからすると、公私立問わず、認定こども園、幼稚園、保育所との間で整合性のある給付とすべきである。
- ⑦保育所に対する地方単独の上乗せ補助と同等の補助を、幼稚園にも支給することを望む。
- ⑧1号認定の子どもにも施設型給付の「地方単独部分」が十分確保されることを望む。

⑦契約事務、利用料徴収も含め、園には多大な事務負担やコストがかかるので、公定価格の算定の中に含めるべきである。

3. 利用者負担について

①利用者負担については、公立、私立の格差や、幼稚園、認定こども園、保育所といった施設の種類における格差が生じないように配慮すべきである。

②現在、幼稚園の保護者には所得階層別の利用料区分によって保育料が変わるという概念はないので、一律徴収から保護者の所得によって徴収額が変わるということを丁寧に説明する必要がある。また、制度開始時にすべての学年において利用者負担額を一斉に変えるのか、学年進行なのかなど、在園児の保護者や入園の前年度に行う園児募集における説明をどのようにしていくべきか、今後検討すべき大きな課題であり、そのための時間的な猶予が必要ではないかと考える。

4. 保育の必要性の有無の認定について

①静岡市による保育の必要性の有無の認定に際しては、現在就労家庭の幼児が相当数幼稚園を利用している実態を踏まえ、2号認定の子どもであっても利用者の施設の選択の自由を尊重し、適正な運用を行うことを望む。

②保育の長時間、短時間について

保育標準時間の認定については8時間とすべきであり、保育短時間の認定の就労時間の下限を1ヶ月64時間以上とすべきであると考え。就労の仕方によって異なるが、64時間は幼稚園の預かり保育で十分解決できる時間である。保護者も施設側も真の意味で子どもの立場に立ち、子どもの最善の利益及び権利が保障されるような制度設計を推進すべきであると考え。

5. 幼稚園での子育て支援事業について

①現在私立幼稚園において、多くの園が預かり保育事業を行っている。その実態を十分考慮した上で、国で定める幼稚園型一時預かり事業が取り入れられ、事業の実施に際して幼稚園の活用が容易となるよう基準や要項の作成を望む。

②幼稚園の活用の促進

以下のような事業について、私立幼稚園が適切に実施する事が十分可能であるので、こうした事業の実施に際しては幼稚園での活用が容易となるよう基準や要項の作成を望む。

・一時預かり事業

・地域子育て支援拠点事業など

また、幼稚園が2歳児を受け入れることによって子育て支援や、待機児童対策、少子化対策に対して果たす役割を考慮し、新制度において推進すべきである考える。

5. 運営基準について

①静岡市による施設型給付の対象施設の「確認」に際して各園の利用定員を定める時は、各園の園児の受け入れ態勢に即したものとすべきである。

②特別な支援が必要な子どもの受け入れをするためには、それに見合った施設や人材が当然必要である。すべての園にそのような環境を整えることは難しいと考えられるので、それらの子どもに対し、適切な教育・保育を提供する事ができる施設を設置したり、市町村によるあっせんを行う事が必要ではないかと考える。

6. その他

現在私立幼稚園に対して行われている市町村独自の補助事業については、新制度施行後も継続されることを望む。